

村政を問う

一般質問に5人登壇

一般質問とは

定例議会において、各議員が住民の代表として行財政全般にわたり村当局の考え方や疑問をたずねることです。単に疑問をはらし事実関係を明らかにするだけでなく、現行政策の見直し、新規政策を提言する議員の重要な活動です。

裕井 保夫 議員

P7

- 1 ふるさと納税減少に伴う対策は
- 2 本年度の空家対策事業は
- 3 村長公約の達成率は

清水 健一 議員

P10

- 1 収入保険制度の内容は
- 2 新入学児童生徒学用品費の支給時期は
- 3 障がい者平等研修の実施を

村上 慎一 議員

P8

- 1 学童保育の保育時間の変更を
- 2 村のかかわり住民の増加は
- 3 地域発電の活用は

早坂 通 議員

P11

- 1 今後検討します

川田 敏彦 議員

P9

- 1 耳飾り館と茅野遺跡の役割と機能の発揮は
- 2 ふるさと公園の現状と活性化は
- 3 鉄鋼スラグを搬入された民家が危険な状態に

紙面の都合により、質問の内容を要約してあります。
会議録の詳細は、榛東村議会のホームページに掲載します。

[榛東村議会](#) クリック



6月5日開会初日



まつ い やす お
松井保夫
議員

Q ふるさと納税の現況は

A 前年と比較し約1/4に減少

ふるさと納税減少に伴う対策は

問 ふるさと納税は、本年4月1日以降、5割から3割の返礼品となり、納税者が減少する中、どのような対策を考えていますか。

答 産業振興課長 インターネットを検索した場合、寄附される方の目につく位置に表示され、技術に關しては業者に依頼した方が効率的と考えています。

問 先日、中之条町のふるさと納税を研修してきました。中之条町のふるさと納税は、6割減となった納税対策とし、納税者に対する「1日町長」、

答 産業振興課長 現在、業務委託を行っているポータルサイト以外の業者を検討しています。窓口の開設までに3カ月ぐらいかかりますが、ふるさと納税が集中する時期に間に合うよう、頑張ります。

問 業務委託など行わないで村独自の対策はありますか。

考えています。本村もプロジェクトチームを設置したりしての巻き返しを考えていますか。

答 産業振興課長 色々な意見を参考にし、商工会及び新しい事業も含め検討したいと思います。

本年度の空家対策事業は

問 空家対策事業として本年度予算を560万円計上していますが、本年度実施的とするリフォーム補助はありますか。

答 建設課長 まず空家の定住を目的とするリフォーム補助は、事業は何ですか。

助、事務所や店舗等の営業、施設の設置が目的の改修補助及び空家の除去・取り壊し等の事業を行います。

村長公約の達成率は

問 地方創生で一部を精査し、精米機を買ったことをやめて、子育て支援事業、例えば、不妊・不育治療等、異世代交流教室推進事業、通学路見守り事業及び防犯カメラ設置事業に変更しましたが、これらは良かったと思いますか。

答 村長 3年前に精米機よりも、まだやるべきものがあるのではないかと検討させていただきました。変更事業を総務省に相談したところ賛同を得ましたので変更しました。職員として村民の皆様からご意見も聞いておりますが、本当に変更して良かったと思っております。

問 国保税、給食費の引き下げ及び防犯カメラの増加など、公約は達成されたのでしょうか。

答 村長 国保税はすぐに82%、今年度からは平均16.5%引き下げを実施しました。給食費は、10%引き下げました。防犯カメラも子どもたちや高齢者に対する安全対策とし、増やしました。公約の90%を超えたものができたかなと思っております。

問 中央公民館及び給食センターの建て替えは真塩村長で実施したかどうか

答 村長 これらの建て替えは必ず実行したいと思っております。



村民のための空家対策を!!



村上 慎一 議員

Q 学童保育の受入時間の変更を

A 利用者の利便性を考慮し検討

学童保育の保育時間の変更を

問

本村は前橋市や高崎市等のベッタウンと位置づけられます。勤務開始時間が8時に対し、受入時間が8時となっていて夏休み等の長期休校時では勤務の支障となっています。受入時間の変更はできませんか。

答

現在、村の学童保育の開始時間は午前8時からという事で、指定管理受託業者と契約しています。3年の指定管理委託期間が今年度で終了し、来年度

問

からの指定管理委託業者選定時には利用者の利便性を考慮した学童保育となるよう選定委員会にはかかっています。

問

指定管理者の業務も大変だと聞いています。受入時間変更に伴う時間帯に地域ボランティア等の活用による地域で育てるという仕組みが確立できませんか。

答

村長 通学時の見守り隊のような地域の人達と協同の精神でやっていかねばならない事がたく



元気なみんなを待ってます！（南部第2学童保育）

さんあると考えます。来年度の指定管理者の選定時においても検討

の材料にさせてもらいたいと思います。

村のかかり住民の増加は

問

ふるさと住民票の活用で村内の人口を増やすことを考えていますか。

答

企画財政課長 自治体出身者やふるさと納税を行っていただいた方等に住民票を発行して広報など

地域発電の活用は

問

白子の海ソーラーパーク終了後の利用計画はありますか。産業振興課長

答

株式会社白子と20年間の借地契約をして建設されました。契約終了時に、撤去した上で返還する予定となっています。

問

危機管理太陽光発電所として認定を受けている電気容量はどれくらいですか。産業振興課長

答

発電容量8・8

問

契約終了後の後利用はどうか考えていますか。産業振興課長

電力買収終了後の庁舎電力をまかなうには、多額の経費がかかることが見込まれるので、今後検討します。

の発送や意見公募の参加、公共施設の住民料加、住民対応での利用や祭りなどの伝統行事への案内等を行い、村づくりへの参加を促す制度の一つと認識しています。制度や効果などを検証して本村に呼び込む施策に今後も取り組んでまいります。



かわだとしひこ
川田敏彦
議員

Q 耳飾り館、茅野遺跡の現状は A 「発掘調査報告書」は未完成

**耳飾り館と茅野遺跡の
役割と機能の発揮は**

問 国指定茅野遺跡から出土した耳飾りなど577点が国の重要文化財になっています。耳飾り館や茅野遺跡がそれ相応の扱いになっていますか。

答 教育委員会事務局 局長 遺跡にかかわる「遺構編」は平成18年度に完成し、文化庁に提出・刊行をすませています。出土品の「遺物編」は1万点を超える数で時間がかかっています。

問 出土品の「発掘調査報告書」は、後世に残す学術データです。これが完成していないということは、

問 国指定の重要文化財である耳飾りや出土品については、



観光ゾーンの中心にある耳飾り館

ふるさと公園の現状と活性化は

問 ふるさと公園は、耳飾り館、しんとうワイナリーなどとともに村の観光ゾーンの中心と位置づけられています。農産物の活用、地産地消、6次産業化の拠点でした。現状と活性化計画はどうなっていますか。

答 産業振興課長 昨年、ふるさと公園のり面工事、アリナ駐車場と親水公園、

問 鉄鋼スラグを搬入された民家が危険な状態に

問 村長は、民家からの鉄鋼スラグの撤去を大同特殊鋼に、民間といえどもきちんと話しをしていくと答弁しています。しかし、実際には話しがされていません。対応を強めるべきと考えますが、

考古学研究者、学生が研究したくても研究資料がないということですから。一つの出土品につき写真、実測にもとづく製図、理化学的分析、的確・詳細な記述など簡単にはできません。早く完成させるために、今の位置づけ、予算及び態勢でできま

答 教育委員会事務局 局長 出土品の主だったものは作成が済んでおりまして、今、細々としたところの作業にとりかかっています。作成業務は、時間を計画的につくって進められるようにしていきたいと思っております。

答 村長 私は村民の安全・安心を守るためにも公共施設だけでなく、民間のものについても強くやっ



はやさか 早坂 議員
とおる 通

Q 議員個人に資料を出せない理由は

A 法的根拠がない

今後検討します

問 南議長と真塩村長とで村の発展について意見交換をしているのならよいのですが、私には、議員活動、議会活動を抑える意見交換をしているように思えます。以前、村長が「人材育成方針に基づき、職員の人材育成をしている」と答弁しました。後日、当時の総務課長に、人材育成方針を見せてほしいと言つと、議長に申し入れしてほしいとのことでした。村長、何故、議員の資料請求

に応じないのですか。

答 総務課長 人材育成方針の件は、申し訳ないと思います。議員への資料提供については、法的根拠がないからです。

問 通告で、答弁者は村長として、村長、答弁してください。

答 村長 総務課長が答えたとおります。村長は、議会の役割をどのように理解していますか。

答 副村長 議員個人には調査権がないから、資料を執行に出す義務はありません。しかし、本会議または委員会では審査するための資料は出します。詭弁です。答えになっていません。

答 総務課長 議員個人への資料提供は自治体によつてさまざまです。今後検討させてもらいます。

答 村長 執行と議会は車の両輪です。議会の役割は、議決権と執行の監視。そして政策提言です。ですから、議員個人への資料提供がなると執行の監視ができません。さらに、的確な議決権の行使もできません。再度、聞きません。何故、議員個人に資料を出せないのですか。また、いつからそのような方針転換をしたのですか。

答 副村長 議員個人には調査権がないから、資料を執行に出す義務はありません。しかし、本会議または委員会では審査するための資料は出します。詭弁です。答えになっていません。

答 総務課長 議員個人への資料提供は自治体によつてさまざまです。今後検討させてもらいます。

答 副村長 議員個人には調査権がないから、資料を執行に出す義務はありません。しかし、本会議または委員会では審査するための資料は出します。詭弁です。答えになっていません。

答 総務課長 議員個人への資料提供は自治体によつてさまざまです。今後検討させてもらいます。

答 副村長 議員個人には調査権がないから、資料を執行に出す義務はありません。しかし、本会議または委員会では審査するための資料は出します。詭弁です。答えになっていません。

答 総務課長 議員個人への資料提供は自治体によつてさまざまです。今後検討させてもらいます。

答 副村長 議員個人には調査権がないから、資料を執行に出す義務はありません。しかし、本会議または委員会では審査するための資料は出します。詭弁です。答えになっていません。

答 総務課長 議員個人への資料提供は自治体によつてさまざまです。今後検討させてもらいます。



榛東村人材育成基本方針